

国際取引法学会全国大会
新興国法制部会 報告内容(予定)

9月20日(日) 15:00~16:30

報告1(15:00-15:45)

「ブラジル国有企業のコーポレート・ガバナンスと国家の株主役割の発展」

報告者: Eduardo Mesquita Kobayashi(エドアルド・メスキタ・コバヤシ)

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程後期

報告2(15:45-16:30)

「FATF 勧告における実質的支配者に関する台湾会社法の改正」

黄 瑞宜

台湾玄奘大學法律學系 副教授

コメント: 一橋大学大学院法学研究科教授 阿部博友

[第1報告要旨]

ブラジルの国有企業の歴史は、1812年に、混合資本企業として国営化された「ブラジル銀行」から始まったが、国有企業が普及し始めたのは20世紀後半である。その普及の主な理由はナショナリズムの拡大、国家安全保障の実施及び産業化のための民間資本の欠如であった。国家主義及び開発主義の特色が強い政権の誕生と共に、1950~1960年代にかけて、資源、エネルギー、金融等の大手国有企業が相次ぎ設立された。

ところが、1970年代後半から1980年代にかけて、小さな政府を志向する経済政策が欧米先進国などを中心にグローバルに普及し、国有企業の民営化が進んだ。ブラジルでも、国有企業等のパフォーマンスが低下し続けた結果、民営化の動きが始まり、90年代に実施された民営化によって、国有企業が資本市場の時価総額の占める割合が減少し1978年には70.8%占めていた割合は2013年には約17%まで下がった。

しかし国有企業等は未だに経済の重要なアクターである。2020年時点、連邦府は国有企業46社を直接的に支配しており、国有企業は151社の子会社を有している。さらに、連邦府は59社に対して少数出資を行っている。

歴史的経緯に鑑みれば、当初、ブラジルの国有企業は開発主義のツールであり、政府は採算を度外視した公益的目的への貢献に重点を置いていた。しかし、近年、国家は「株主」として企業価値の向上、不祥事の防止及び企業のガバナンスを求めるようになった。なぜなら、国有企業は民間企業との競争や市場規律に晒され、コーポレート・ガバナンスのベストプラクティス等の遵守を求められるようになってきている。いわば、国有企業は、その「企業性」が益々重視されるようになった結果、政府は株主として行動し始めたのである。本報告では、ブラジルの国有企業のコーポレート・ガバナンスの改善及び国家の株主としての役割の進化の相関関係を検討する。

* 第2報告要旨は別途ご案内します。